

[母子保健課關係]

別紙 母子保健衛生費等国庫負担（補助）金交付要綱一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p style="text-align: center;">母子保健衛生費等国庫負担（補助）金交付要綱</p> <p>1～2 （略）</p> <p>（交付の対象）</p> <p>3 この負担金及び補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 母子保健医療対策等総合支援事業（補助金）</p> <p>平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づき、実施する次の事業とする。</p> <p>ア 都道府県が行う子どもの心の診療拠点病院機構推進事業</p> <p>イ 都道府県、政令市及び特別区が行う療育指導事業</p> <p>ウ 都道府県、指定都市及び中核市が行う生涯を通じた女性の健康支援事業</p> <p>エ 都道府県、指定都市及び中核市が行う特定不妊治療費助成事業</p> <p>オ 都道府県が行う<u>健やかな妊娠等サポート事業</u></p> <p>カ 都道府県が行う妊産婦ケアセンター運営事業</p> <p>4～15 （略）</p>	<p style="text-align: center;">母子保健衛生費等国庫負担（補助）金交付要綱</p> <p>1～2 （略）</p> <p>（交付の対象）</p> <p>3 この負担金及び補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 母子保健医療対策等総合支援事業（補助金）</p> <p>平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づき、実施する次の事業とする。</p> <p>ア 都道府県が行う子どもの心の診療拠点病院機構推進事業</p> <p>イ 都道府県、政令市及び特別区が行う療育指導事業</p> <p>ウ 都道府県、指定都市及び中核市が行う生涯を通じた女性の健康支援事業</p> <p>エ 都道府県、指定都市及び中核市が行う特定不妊治療費助成事業</p> <p>オ 都道府県が行う<u>健やかな妊娠・出産等サポート事業</u></p> <p>カ 都道府県が行う妊産婦ケアセンター運営事業</p> <p>4～15 （略）</p>

新					旧									
別表1 徴収基準額表(養育医療給付事業)					別表1 徴収基準額表(養育医療給付事業)									
階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額	階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額					
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0					
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,600	260	B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,600	260					
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C1	5,400	540	C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C1	5,400	540			
		所得割の額のある世帯	C2	7,900	790			所得割の額のある世帯	C2	7,900	790			
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 円		全額	左の徴収基準月額の10%ただしその額が26,300円に満たない場合は26,300円	D階層	所得税の年額 円		全額	左の徴収基準月額の10%ただしその額が26,300円に満たない場合は26,300円				
		15,000円以下	D1				10,800	1,080			15,000円以下	D1	10,800	1,080
		15,001～40,000	D2				16,200	1,620			15,001～40,000	D2	16,200	1,620
		40,001～70,000	D3				22,400	2,240			40,001～70,000	D3	22,400	2,240
		70,001～183,000	D4				34,800	3,480			70,001～183,000	D4	34,800	3,480
		183,001～403,000	D5				49,400	4,940			183,001～403,000	D5	49,400	4,940
		403,001～703,000	D6				65,000	6,500			403,001～703,000	D6	65,000	6,500
		703,001～1,078,000	D7				82,400	8,240			703,001～1,078,000	D7	82,400	8,240
		1,078,001～1,632,000	D8				102,000	10,200			1,078,001～1,632,000	D8	102,000	10,200
		1,632,001～2,303,000	D9				123,400	12,340			1,632,001～2,303,000	D9	123,400	12,340
		2,303,001～3,117,000	D10				147,000	14,700			2,303,001～3,117,000	D10	147,000	14,700
		3,117,001～4,173,000	D11				172,500	17,250			3,117,001～4,173,000	D11	172,500	17,250
		4,173,001～5,334,000	D12				199,900	19,990			4,173,001～5,334,000	D12	199,900	19,990
		5,334,001～6,674,000	D13				229,400	22,940			5,334,001～6,674,000	D13	229,400	22,940
		6,674,001以上	D14								6,674,001以上	D14		
備考	1 (略)				備考	1 (略)								
備考	2 この表のD1～D14階層における「所得税額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。				備考	2 この表のD1～D14階層における「所得税額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。								

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
- (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

3～7 (略)

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項
- (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

3～7 (略)

新

旧

別表2 徴収基準額表(結核児童療育給付事業)

別表2 徴収基準額表(結核児童療育給付事業)

階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200	220
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯) C1	4,500	450
		所得割の額のある世帯 C2	5,800	580
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 2,400円以下 D1	6,900	690
		2,401～ 4,800 D2	7,600	760
		4,801～ 8,400 D3	8,500	850
		8,401～ 12,000 D4	9,400	940
		12,001～ 16,200 D5	11,000	1,100
		16,201～ 21,000 D6	12,500	1,250
		21,001～ 46,200 D7	16,200	1,620
		46,201～ 60,000 D8	18,700	1,870
		60,001～ 78,000 D9	23,100	2,310
		78,001～ 100,500 D10	27,500	2,750
		100,501～ 190,000 D11	35,700	3,570
		190,001～ 299,500 D12	44,000	4,400
		299,501～ 831,900 D13	52,300	5,230
		831,901～1,467,000 D14	80,700	8,070
		1,467,001～1,632,000 D15	85,000	8,500
		1,632,001～2,302,900 D16	102,900	10,290
		2,302,901～3,117,000 D17	122,500	12,250
		3,117,001～4,173,000 D18	143,800	14,380
		4,173,001以上 D19	全 額	左の徴収基準月額の10% ただしその額が17,120円に満たない場合は17,120円
備考	1 (略)			

階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200	220
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯) C1	4,500	450
		所得割の額のある世帯 C2	5,800	580
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 2,400円以下 D1	6,900	690
		2,401～ 4,800 D2	7,600	760
		4,801～ 8,400 D3	8,500	850
		8,401～ 12,000 D4	9,400	940
		12,001～ 16,200 D5	11,000	1,100
		16,201～ 21,000 D6	12,500	1,250
		21,001～ 46,200 D7	16,200	1,620
		46,201～ 60,000 D8	18,700	1,870
		60,001～ 78,000 D9	23,100	2,310
		78,001～ 100,500 D10	27,500	2,750
		100,501～ 190,000 D11	35,700	3,570
		190,001～ 299,500 D12	44,000	4,400
		299,501～ 831,900 D13	52,300	5,230
		831,901～1,467,000 D14	80,700	8,070
		1,467,001～1,632,000 D15	85,000	8,500
		1,632,001～2,302,900 D16	102,900	10,290
		2,302,901～3,117,000 D17	122,500	12,250
		3,117,001～4,173,000 D18	143,800	14,380
		4,173,001以上 D19	全 額	左の徴収基準月額の10% ただしその額が17,120円に満たない場合は17,120円
備考	1 (略)			

2 世帯階層区分の認定

(1) (略)

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア～イ(略)

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額(ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項、第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項、第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条の規定は適用しない。)、地方税法により賦課される市町村民税、(ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しない。)、生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第323条による免除。以下同じ。)の有無をもって認定の基準とする。

ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

(3) (略)

3～4 (略)

2 世帯階層区分の認定

(1) (略)

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア～イ(略)

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額(ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項、第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項、第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条の規定は適用しない。)、地方税法により賦課される市町村民税、(ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しない。)、生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第323条による免除。以下同じ。)の有無をもって認定の基準とする。

ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

(3) (略)

3～4 (略)

新

旧

別表3

別表3

1 区分	2 種目	3 基準額等	4 対象経費	負担率 5 又は 補助率
母子保健 衛生費国 庫負担金	養育医療費 (移送を除く。)	母子保健法第20条第3項第1号から第4号までに係る費用については、「診療報酬の算定方法」(平成22年厚生労働省告示第〇〇号)、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第99号)、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第496号)により算定した額の実支出額の合算額から、医療保険各法による負担額を控除した額	養育医療(移送を除く。)に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1
	療育の給付費(学習品・日用品の給付を除く。)	次により算出された額の合算額 1 児童福祉法第20条第3項に規定する各号のうち、次により算出された合計額からこれらの費用について医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を控除した額 (1) 第1号から第4号までの給付に要する費用については「診療報酬の算定方法」(平成22年厚生労働省告示第〇〇号)、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第99号)、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第496号)により算定した額の実支出額 (2) 第5号に係る費用については、移送に必要な最小限度の交通費の実支出額。ただし、指定療育機関が移送を実施する場合にあつては、都道府県、指定都市又は中核市が指定療育機関とあらかじめ協議して定めた額	療育の給付(学習品・日用品の給付を除く。)に必要な需用費(消耗品費)、委託料、扶助費、負担金、補助及び交付金	2分の1

1 区分	2 種目	3 基準額等	4 対象経費	負担率 5 又は 補助率
母子保健 衛生費国 庫負担金	養育医療費 (移送を除く。)	母子保健法第20条第3項第1号から第4号までに係る費用については、「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第99号)、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第496号)により算定した額の実支出額の合算額から、医療保険各法による負担額を控除した額	養育医療(移送を除く。)に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1
	療育の給付費(学習品・日用品の給付を除く。)	次により算出された額の合算額 1 児童福祉法第20条第3項に規定する各号のうち、次により算出された合計額からこれらの費用について医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を控除した額 (1) 第1号から第4号までの給付に要する費用については「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第99号)、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第496号)により算定した額の実支出額 (2) 第5号に係る費用については、移送に必要な最小限度の交通費の実支出額。ただし、指定療育機関が移送を実施する場合にあつては、都道府県、指定都市又は中核市が指定療育機関とあらかじめ協議して定めた額	療育の給付(学習品・日用品の給付を除く。)に必要な需用費(消耗品費)、委託料、扶助費、負担金、補助及び交付金	2分の1

結核児童日用品費等負担金	(略)	(略)	(略)	(略)
母子保健衛生費補助金	子どもの心の診療拠点病院推進事業	子どもの心の診療拠点病院 1か所につき 16,100,000円 ※事業期間が1年に満たない場合は、 16,100,000円×事業月数/12 とする。	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1
療育指導事業	(略)	(略)	(略)	(略)
生涯を通じた女性の健康支援事業	(略)	(略)	(略)	(略)
特定不妊治療費助成事業	次により算出された額の合計額 1 助成費 特定不妊治療 150,000円×実施件数 2 事務費 (1) 定額分 3,000,000円	特定不妊治療費助成事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1	

結核児童日用品費等負担金	(略)	(略)	(略)	(略)
母子保健衛生費補助金	子どもの心の診療拠点病院推進事業	子どもの心の診療拠点病院 1か所につき 18,600,000円 ※事業期間が1年に満たない場合は、 18,600,000円×事業月数/12 とする。	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1
療育指導事業	(略)	(略)	(略)	(略)
生涯を通じた女性の健康支援事業	(略)	(略)	(略)	(略)
特定不妊治療費助成事業	次により算出された額の合計額 1 助成費 特定不妊治療 (①及び②の合計額) ①150,000円×実施件数 (※実施件数には、平成21年4月1日から5月28日までの間の助成件数を含む。) ②100,000円×実施件数 (※実施件数は、平成21年4月1日から5月28日までの間に助成申請を行い助成を受けた者のうち、平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱」の第2の4(7)に規定する50,000円までの額による申請がなされなかった件数とする。) 2 事務費 (1) 定額分 3,000,000円	特定不妊治療費助成事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1	

	(2) 登録管理 530円×登録組数 (3) 医療機関旅費 6,860円×か所数		
健やかな妊 娠等サポ ート事業	1 都道府県あたり 5,900,000円以内	健やかな妊娠等サポート 事業に必要な報酬、賃金、 共済費、報償費、旅費、 需用費(消耗品費、食糧 費、印刷製本費)、役務 費(通信運搬費、広告料)、 委託料、使用料及び賃借 料、備品購入費	定 額
妊産婦ケア センター運 営事業	(略)	(略)	(略)

	(2) 登録管理 530円×登録組数 (3) 医療機関旅費 6,860円×か所数		
健やかな 妊娠・出 産等サポ ート事業	次により算出された額の合計額 1 小児科・産科医療体制整備事業 4,300,000円以内 2 安全・安心な妊娠・出産等支援 体制整備事業 9,500,000円以内	健やかな妊娠・出産等 サポート事業に必要な 報酬、賃金、共済費、 報償費、旅費、需用費 (消耗品費、食糧費、 印刷製本費、修繕料)、 役務費(通信運搬費、 広告料)、委託料、使用 料及び賃借料、備品購 入費	定 額
妊産婦ケ アセンタ ー運営事 業	(略)	(略)	(略)

別紙様式第1 (略)
別紙様式第2 (略)
様式1 国庫負担金及び国庫補助金所要額総括表

都道府県(政令市、特別区)名

区分	種 目	国庫負担(補助)基本額	要国庫負担額及び国庫補助額	備 考
母子保健衛生費負担金	養育医療費	円	円	
	療育の給付費			
	小 計			
結核児童日用品費等負担金	結核児童日用品費等			
母子保健衛生費補助金	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業			
	療育指導事業			
	生涯を通じた女性の健康支援事業			
	特定不妊治療費助成事業			
	健やかな妊娠等サポート事業			
	妊産婦ケアセンター運営事業			
小 計				
合 計				

(注) 国庫負担(補助)基本額欄には、様式2及び様式3の各表の国庫負担及び補助基本額を記載すること。

様式2 (略)

別紙様式第1 (略)
別紙様式第2 (略)
様式1 国庫負担金及び国庫補助金所要額総括表

都道府県(政令市、特別区)名

区分	種 目	国庫負担(補助)基本額	要国庫負担額及び国庫補助額	備 考
母子保健衛生費負担金	養育医療費	円	円	
	療育の給付費			
	小 計			
結核児童日用品費等負担金	結核児童日用品費等			
母子保健衛生費補助金	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業			
	療育指導事業			
	生涯を通じた女性の健康支援事業			
	特定不妊治療費助成事業			
	健やかな妊娠・出産等サポート事業			
	妊産婦ケアセンター運営事業			
小 計				
合 計				

(注) 国庫負担(補助)基本額欄には、様式2及び様式3の各表の国庫負担及び補助基本額を記載すること。

様式2 (略)

	都道府県（政令市・特別区）名						
	種 目	対象経費の 支出予定額 ①	寄付金その 他の収入額 ②	差引額 (①-②) ③	基準額 ④	国庫補助 基本額 ⑤	要国庫補助額 (⑤×補助率) ⑥
		円	円	円	円	円	円
新	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業						
	療育指導事業						
	生涯を通じた女性の健康支援事業						
	特定不妊治療費助成事業						
	優しい妊婦サポート事業						
	妊産婦ケアセンター運営事業						
	合 計						
<p>(注) 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付要綱 4（交付額の算定方法）（4）に掲げる事業 ③と④とを比較して少ない方の額。 ・「優しい妊婦サポート事業」の⑥の額は、⑤と同額とする。 							
旧	都道府県（政令市・特別区）名						
	種 目	対象経費の 支出予定額 ①	寄付金その 他の収入額 ②	差引額 (①-②) ③	基準額 ④	国庫補助 基本額 ⑤	要国庫補助額 (⑤×補助率) ⑥
		円	円	円	円	円	円
	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業						
	療育指導事業						
	生涯を通じた女性の健康支援事業						
	特定不妊治療費助成事業						
優しい妊婦・出産費サポート事業							
妊産婦ケアセンター運営事業							
合 計							
<p>(注) 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付要綱 4（交付額の算定方法）（4）に掲げる事業 ③と④とを比較して少ない方の額。 ・「優しい妊婦・出産費サポート事業」の⑥の額は、⑤と同額とする。 							

新	別紙様式第3 (略)																																																								
	様式1～2 (略)																																																								
	様式3 国庫補助金精算額調																																																								
	都道府県(政令市・特別区)名																																																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種 目</th> <th style="width: 10%;">対象経費の 支出予定額 ① 円</th> <th style="width: 10%;">寄付金その 他の収入額 ② 円</th> <th style="width: 10%;">差引額 ③ 円 (①-②)</th> <th style="width: 10%;">基準額 ④ 円</th> <th style="width: 10%;">国庫補助 基本額 ⑤ 円</th> <th style="width: 10%;">要国庫補助額 (⑤×補助率) ⑥ 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>子どもの心の診療拠点病院機構推進事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>療育指導事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>生涯を通じた女性の健康支援事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>特定不妊治療費助成事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>健やかな妊娠等サポート事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>妊産婦ケアセンター運営事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合 計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	種 目	対象経費の 支出予定額 ① 円	寄付金その 他の収入額 ② 円	差引額 ③ 円 (①-②)	基準額 ④ 円	国庫補助 基本額 ⑤ 円	要国庫補助額 (⑤×補助率) ⑥ 円	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業							療育指導事業							生涯を通じた女性の健康支援事業							特定不妊治療費助成事業							健やかな妊娠等サポート事業							妊産婦ケアセンター運営事業							合 計						
	種 目	対象経費の 支出予定額 ① 円	寄付金その 他の収入額 ② 円	差引額 ③ 円 (①-②)	基準額 ④ 円	国庫補助 基本額 ⑤ 円	要国庫補助額 (⑤×補助率) ⑥ 円																																																		
	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業																																																								
	療育指導事業																																																								
	生涯を通じた女性の健康支援事業																																																								
	特定不妊治療費助成事業																																																								
健やかな妊娠等サポート事業																																																									
妊産婦ケアセンター運営事業																																																									
合 計																																																									
<p>(注)「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付要綱4(交付額の算定方法)(4)に掲げる事業 ③と④とを比較して少ない方の額。 ・「健やかな妊娠等サポート事業」の⑥の額は、⑤と同額とする。 																																																									
別紙様式第4 (略)																																																									
旧	別紙様式第3 (略)																																																								
	様式1～2 (略)																																																								
	様式3 国庫補助金精算額調																																																								
	都道府県(政令市・特別区)名																																																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種 目</th> <th style="width: 10%;">対象経費の 支出予定額 ① 円</th> <th style="width: 10%;">寄付金その 他の収入額 ② 円</th> <th style="width: 10%;">差引額 ③ 円 (①-②)</th> <th style="width: 10%;">基準額 ④ 円</th> <th style="width: 10%;">国庫補助 基本額 ⑤ 円</th> <th style="width: 10%;">要国庫補助額 (⑤×補助率) ⑥ 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>子どもの心の診療拠点病院機構推進事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>療育指導事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>生涯を通じた女性の健康支援事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>特定不妊治療費助成事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>健やかな妊娠・出産等サポート事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>妊産婦ケアセンター運営事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合 計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	種 目	対象経費の 支出予定額 ① 円	寄付金その 他の収入額 ② 円	差引額 ③ 円 (①-②)	基準額 ④ 円	国庫補助 基本額 ⑤ 円	要国庫補助額 (⑤×補助率) ⑥ 円	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業							療育指導事業							生涯を通じた女性の健康支援事業							特定不妊治療費助成事業							健やかな妊娠・出産等サポート事業							妊産婦ケアセンター運営事業							合 計						
	種 目	対象経費の 支出予定額 ① 円	寄付金その 他の収入額 ② 円	差引額 ③ 円 (①-②)	基準額 ④ 円	国庫補助 基本額 ⑤ 円	要国庫補助額 (⑤×補助率) ⑥ 円																																																		
	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業																																																								
	療育指導事業																																																								
	生涯を通じた女性の健康支援事業																																																								
	特定不妊治療費助成事業																																																								
健やかな妊娠・出産等サポート事業																																																									
妊産婦ケアセンター運営事業																																																									
合 計																																																									
<p>(注)「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付要綱4(交付額の算定方法)(4)に掲げる事業 ③と④とを比較して少ない方の額。 ・「健やかな妊娠・出産等サポート事業」の⑥の額は、⑤と同額とする。 																																																									
別紙様式第4 (略)																																																									